

報道関係者各位

令和5年9月28日(木)
【照会先】
厚生労働省山口労働局労働基準部
労働基準部長 上条 訓之
賃金室賃金指導官 吉 富 雄 治
電 話 083-995-0372

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表します(初公表)

山口労働局(局長:名田^{なだ ゆたか}裕)では、最低賃金の履行確保を図るため、本年1月から3月にかけて県内7労働基準監督署(※1)において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導(※2)を実施し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

最低賃金を時間額928円に改正した場合、約22%の労働者が最低賃金を下回るとの調査結果があります(令和5年度「最低賃金基礎調査」)。

このため、山口労働局では、引き続き、監督指導の実施や改正決定した最低賃金額の周知を行うとともに、賃金引上げに関する制度の活用勧奨を行ってまいります。

最低賃金履行確保の監督指導結果のポイント

- 1 監督指導の実施事業場数**
468事業場うち、最低賃金法違反があったのは、33事業場(全体の7.1%)。接客娯楽業(11.4%)、建設業(9.1%)、商業・保健衛生業(7.8%)の順で違反率が高い。
- 2 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由**
「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(11事業場、33.3%)
「最低賃金の改定を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(6事業場、18.2%)
「適用される最低賃金額を知らなかった」(4事業場、12.2%)
- 3 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況**
山口県最低賃金未満の労働者56人のうち、非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員等)が26名(46.4%)。また、女性が41人(73.2%)。
- 4 監督実施事業場の最低賃金の周知効果**
監督を実施した468事業場のうち、「改定後の最低賃金額を知っている」、433事業場(92.5%)「改定後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」33事業場(7.1%)。

※1 下関、山口、宇部、徳山、岩国、下松、萩労働基準監督署の7署です。

※2 監督指導で法令違反を認めた場合には、是正期日を定めて是正勧告書等の文書交付により指導を行います。

【山口労働局における今後の取り組み】

- 1 改定後の最低賃金についての幅広い周知
 - (1) 県内自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
 - (2) 経営者団体、業種別事業者組合等への周知要請
 - (3) アルバイトを行う学生への周知を県内大学に要請
 - (4) 金融機関、スーパー等へのポスター掲載依頼
 - (5) 法令違反事業場に対し、最低賃金改定後のポスター、リーフレット等の送付

- 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施。

- 3 賃金引上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他の各種支援策の周知

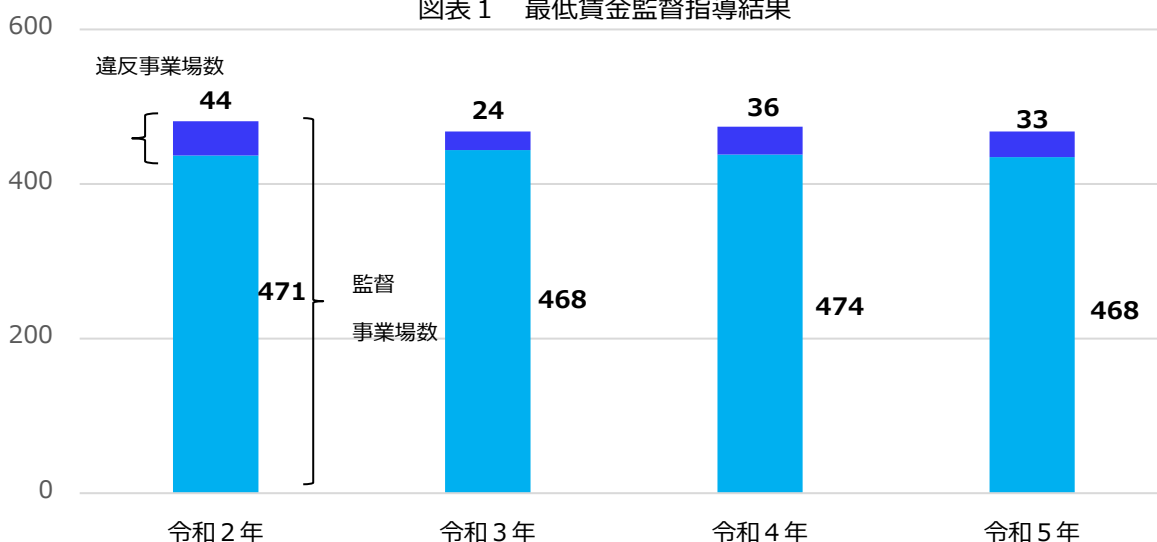
添付資料

- 1 山口県最低賃金リーフレット
- 2 業務改善助成金リーフレット
- 3 最低賃金に係る関係条文
- 4 労働基準行政について
- 5 労働基準監督の仕組み

図表1 最低賃金監督実施結果

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	471	468	474	468
違反事業場数	44	24	36	33
違反率	9.3%	5.1%	7.6%	7.1%
監督実施事業場数の労働者数	5,212	4,243	5,674	4,265
同上のうち最賃未滿労働者数	118	58	83	56
最賃未滿の労働者の割合	2.3%	1.4%	1.5%	1.3%
山口県最低賃金額	829円	829円	857円	888円
対前年度引上額	27円	0円	28円	31円
対前年度上昇率	3.4%	0%	3.4%	3.6%

図表1 最低賃金監督指導結果



図表2 男女別最低賃金未滿の労働者数

	男女計	男性	女性
最賃賃金未滿の労働者	56	15	41
	1.3% (※1)	26.8% (※2)	73.2% (※2)

※1 労働者全員に対する割合である。

※2 男女計の人数に対する割合である。

図表3 最低賃金未滿者 勤務形態別 内訳

最低賃金未滿者数 56	パート	アルバイト	契約社員	派遣	その他
非正規計 26	10	9	2	0	5
非正規の割合 46.4%	38.5%※	34.6%※	7.6%※	0%	19.2%※

※ 割合は非正規雇用（「非正規計」）に対する人数の割合である。

図表4 業種別違反率

	監督事業場数	違反事業場数	違反率
製造業	67	2	3%
建設業	11	1	9.1%
商業	219	18	8.2%
保健衛生業	77	6	7.8%
接客娯楽業	44	5	11.4%
その他	50	1	2%
合計	468	33	7.1%

図表5 違反事業場の最低賃金に関する認識

項目	監督事業場数	違反事業場数
適用される最低賃金を知っている。	433 (92.5%)	26 (78.8%)
最賃額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	33 (7.1%)	6 (18.2%)
最低賃金が適用されることを知らなかった	2 (0.4%)	1 (3.0%)

※ 割合は監督実施事業場数に対する割合である。

図表6 違反事業場が最低賃金額を支払っていない理由(複数回答)

項目	監督事業場数
適用される最低賃金額を知らなかった。	4 (12.2%)
最低賃金の改定を知っていたが、賃金の改定をしていなかった。	6 (18.2%)
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	11 (33.3%)
労働者から最賃額未満で働かせてほしいとの申し出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	1 (3%)
その他	11 (33.3%)
(賃金計算誤り)	4
(手待時間を休憩時間として算定していた。)	1
(労働者との認識がなかった。)	1
(支払額が少ないため、翌月にまとめて支払っていた。)	1
(手待時間を休憩時間として算定していた。)	1
(皆勤・通勤手当も最低賃金の計算に含めると考えていた)	1
(試用期間中は最賃額未満でもよいと思っていた)	1
(特定最賃の適用は現場の作業員のみと思っていた)	1

※1 割合は、違反事業場に対する割合(%)である。

※2 複数回答可のため、事業場の合計は違反事業場数を超える。

図表7 令和5年度「最低賃金基礎調査」における県最賃適用労働者の分布率

時間額(円)	影響率(%)			
	全体	一般	パート	女
921	21.2	6.0	43.9	29.7
922	21.3	6.1	43.9	29.8
923	21.4	6.2	44.1	30.1
924	21.5	6.3	44.3	30.2
925	21.6	6.4	44.3	30.3
926	21.9	6.5	44.8	30.6
927	21.9	6.6	44.8	30.7
928	22.2	6.7	45.2	31.1
929	22.3	6.8	45.3	31.1
930	22.3	6.8	45.3	31.1
931	24.1	7.0	49.6	33.7
932	24.2	7.2	49.7	33.9
933	24.3	7.2	49.8	34.0
934	24.4	7.3	49.9	34.0
935	24.4	7.3	50.0	34.1
936	24.5	7.4	50.1	34.3
937	24.7	7.5	50.3	34.5
938	24.9	7.7	50.5	34.8
939	24.9	7.7	50.6	34.8
940	25.0	7.8	50.6	35.0

◎説明

「最低賃金に関する基礎調査」とは、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とするもの。

当該表の数値は、令和5年度「最低賃金に関する基礎調査」により得た分布の累積値で、一番左列の時間額の影響率(左の列未満の額の賃金を支払われている労働者の割合)を示すもの。

同調査の結果から令和5年10月1日に山口県最低賃金(地域別最低賃金)が1時間928円に改定されることによって県内労働者全体の22.2%に影響を及ぼすことが明らかとなった。

また、県内労働者全体からパート労働者を除いた一般労働者に係る影響率は、6.7%であった。

さらに、パート労働者に係る影響率は、45.2%であった。

労働基準監督行政について

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるものである。

法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分である。このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

【概要・仕組み】

臨検監督

工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して労働基準法などの法律違反が認められた場合、是正勧告（*）、機械・設備などの使用停止などを命ずる行政処分を行う。

（*）法律違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

災害調査

重篤な労働災害が発生した場合に災害の発生現場に赴き、労働災害発生原因を調査し、事業主に災害発生防止対策を講じさせる。

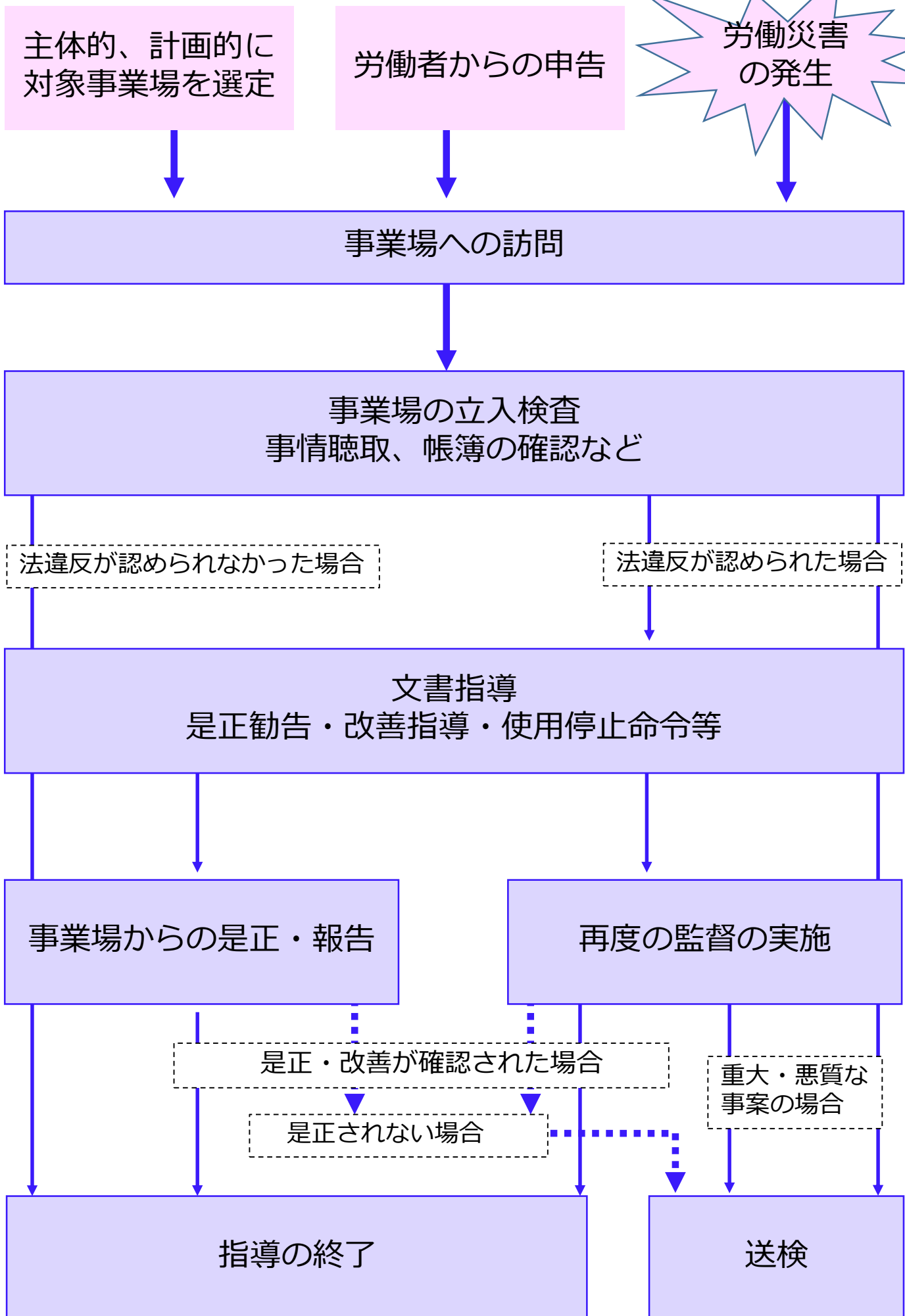
司法警察実務

度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検。



労働基準監督の仕組みについて

※労働基準監督官の主な仕事になります



注1 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により異なる場合もあります。
注2 監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

